

## 平成28年度 台風接近による登下校ガイドライン

台風接近時の登下校及び臨時休業等について、本校では次のような対応となっておりますので御確認をお願いします。

対象となる警報は「**長崎県全域**」や「**長崎県南部地方**」に発令された  
・ **暴風警報** ・ **暴風雨警報** ・ **大雨警報** ・ **洪水警報** です。

### 1 登校について

#### (1) 前日に臨時休校決定の場合

台風の進路予想から、次の日の午前中に上記の警報が発令されると十分予想される時は、その前日から臨時休校を決定し「学校からの文書」と「お知らせ掲示板」でお知らせします。

#### (2) 前日に未決定の場合

- ① 午前6時30分の時点で上記の全警報が発令されている場合 … 臨時休校
- ② 午前6時30分までに上記の全ての警報が解除された場合 … 通常通り登校
- ③ 午前10時までに上記の全ての警報が解除された場合 … 3校時から授業
- ④ 午前10時の時点で上記の警報が1つでも発令されている場合 … 臨時休校

ただし  
警報が解除されても、台風の余波が懸念されます。午前7時までは、登校させない（家を出さない）でください。さらに、保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。その場合は、学校に連絡をお願いします。  
警報発令当日の臨時休校については、学校からは特に連絡しません。テレビやラジオの報道及び長崎市防災無線による警報発令でお確かめください。

### 2 児童登校後、警報が発令された時

- (1) 上記の警報が発令された場合 … 学校内待機、安全確認後に集団下校  
※保護者が迎えに来られた場合は、保護者と下校する。
- (2) 警報が解除された場合 … 安全確認後に集団下校
- (3) 午後から警報が発令される可能性がある場合 … 安全確認後に早めの集団下校  
※早めに下校させる場合に備えて、事前に家族で話し合い、帰宅先（下校先）を決めておいてください。

### 3 台風が接近していない大雨等での警報発令について

台風が接近していない場合でも長崎市に「**大雨・洪水等の警報**」が発令されている場合は、次のような対応になります。

- 1 登校時、避難勧告等は発令されていないが、**長崎市に「大雨・洪水等の警報」が発令**されている場合は、御家庭で雨の降り方や付近の通学路等の安全確認を行ってください。
  - (1) 安全な場合は → 登校させてください。
  - (2) 危険な状況の場合は → 「自宅待機」とし、その旨を学校へお知らせください。この場合、遅刻にはなりません。安全が確認できたら登校させてください。
- 2 登校時、滑石地区に**避難勧告が発令**されている場合は、「**自宅待機**」とし、その後、解除されたら順次登校させてください。